

第8章 計画推進のために



首里城／知念太世 (atelierくわの実)

1. 計画の推進体制

(1) 庁内体制

本計画の推進にあたっては、事務局である障がい福祉課と各施策の担当課を中心に、関係部局との連携を一層強化し、全庁が一体となって執行する体制をつくります。

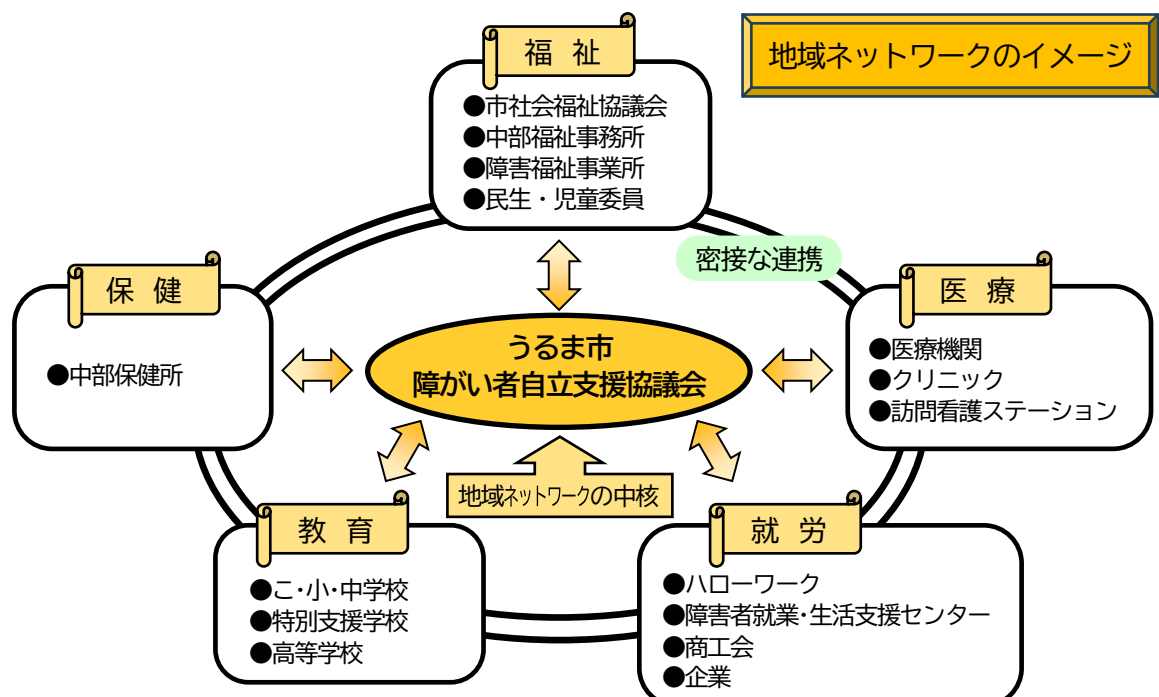
(2) 関係機関・障がい者団体等との連携体制

本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、市内外の様々な関係施設等が、それぞれの役割を担い、相互に協力しあえるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

また、障害のある方が身近で役立つような情報が得られるよう、様々な支援や啓発活動を実施するボランティアや障がい者団体との情報交換や協力を求めながら、計画推進を図ります。

(3) 地域ネットワーク体制の構築

本計画を推進するためには、地域全体で障がい者を支える体制を確立する必要があります。特に、障がい者への相談支援体制の整備が必要であり、『うるま市障がい者自立支援協議会』を中心としたネットワークを構築し、障がい者の地域生活支援のための連携強化を図ります。障がい者自立支援協議会は、各関係機関の密接な連携の中心となり、相互につなぎ情報を集約するなど、総合的な調整を図ります。

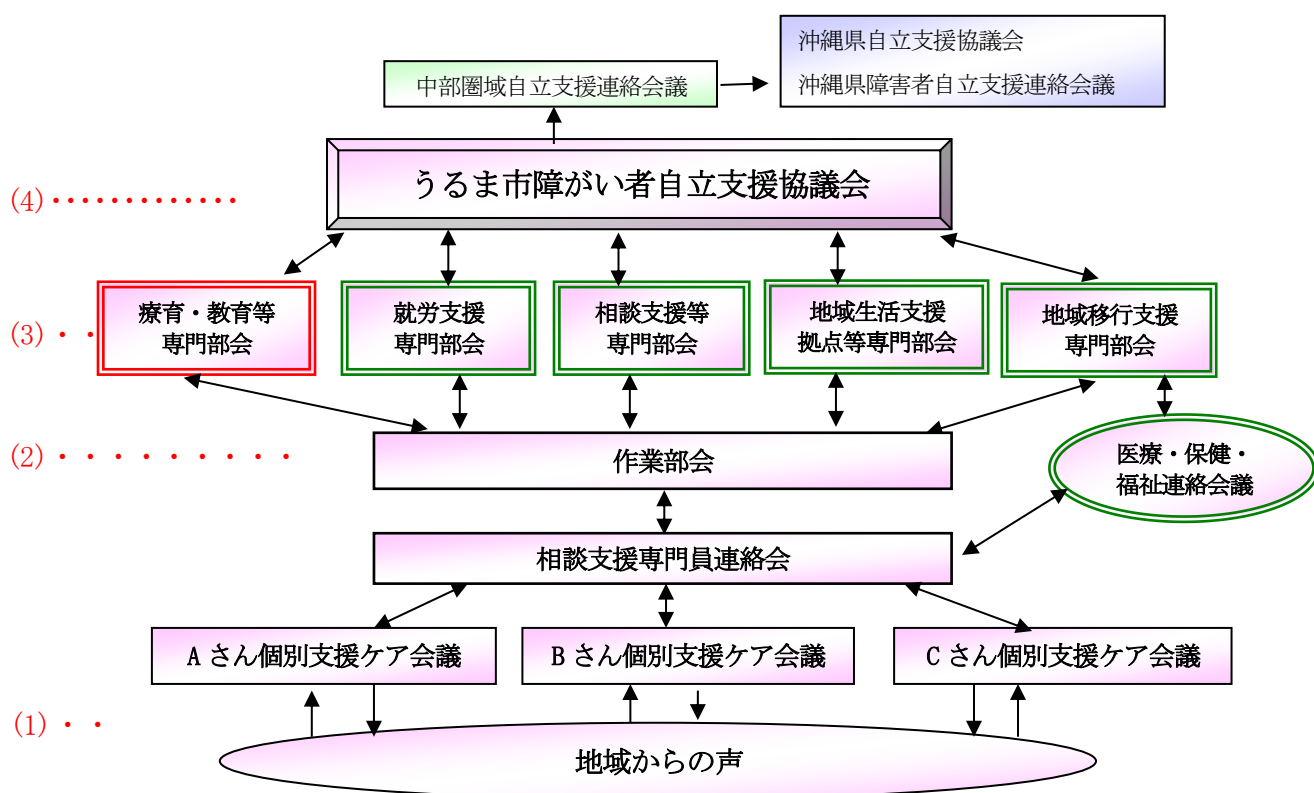


また、『うるま市障がい者自立支援協議会』は、障がい者や市民、障がい福祉団体、保健・医療機関、教育・雇用機関等の関係者が協議会委員となり、障がい者の福祉の推進に必要な事項について、様々な角度から協議する機関となります。

各専門部会については、個別支援から上げられた課題を解決するため、公的資源のみにとどまらず、新しい資源の開発も視野に入れて検討、討議されています。（下記体制図参照）

必要に応じて今後新たな専門部会の発足を行い、課題に対する解決策の協議を行い、適宜対応し、障がい者が自分らしく地域生活することを支援していきます。

うるま市障がい者相談支援体制



(1) 相談支援専門員は地域から処遇困難なケースがあがるとどのような支援が出来るのか個別支援ケア会議を行う

※**相談支援専門員**：指定特定相談支援事業所、市委託相談支援事業所の相談員。市民からの相談を受け、サービス調整や手続きの同行等の支援を行う。相談支援専門員は地域からの相談を第一線で受けて支援をするため、障がい者支援体制全体の要となっています。

※**個別支援ケア会議**：対象者が困っている事を解決するためや対象者に対する具体的な支援の方向性を確認するため開催する会議。本人、家族、市役所関係課、学校、事業所、民生委員等、直接関わりをもって支援していく関係者が参加します。

(2)個別支援ケア会議において解決できそうにない場合、作業部会において「あったらいいな支援」を検討

※**作業部会**：メンバーは市内の相談支援事業所の相談支援専門員と委託相談支援員及び市障がい福祉課が担当。

うるま市では「相談支援専門員連絡会」を月1回開催しています。相談支援専門員が支援しているケースの経過報告と、個別支援ケア会議で解決が難しいケースについて支援の方法が他にないか話し合います。

※**あったらいいな支援**：現制度では解決出来ないケースについて「こんなあったらいいな」という支援について話し合います。以後の流れの中で新事業の立ち上げ等に関わる重要な内容

(3)専門的なアドバイスが必要な場合、専門部会を開く。専門部会の人選は作業部会で行い、障がい者自立支援協議会事務局が収集を行う。

※**専門部会**：「あったらいいな支援」を実現化するために専門的立場の関係者を招集し話し合われる場。公的サービスのみに留まらず、インフォーマルサービスの開拓も視野に入れ、検討していきます。

※障がい者自立支援協議会事務局：市障がい福祉課が事務局となっています。

(4)専門部会を開き、「あったらいいな支援」がどのような形で支援できるのか専門的な立場から検討し、市で解決出来ない場合はうるま市障がい者自立支援協議会に議題をあげます

※**障がい者自立支援協議会**：専門部会から上がってきた「あったらいいな支援」が市で対応出来るかを検討し、市に既存する支援(事業)で対応出来るような場合は専門部会で再度検討します。もし、新たに対応可能な支援(事業立ち上げ等)であれば市に提言します。市で解決出来そうにない場合は、中部圏域自立支援連絡会議に提言し、沖縄県自立支援協議会に提案してもらいます。

(4)計画の広報等

本計画について、計画書(概要版含む)のほか、市広報紙や市ホームページ、パンフレット等を活用し、計画内容の周知を図ります。

また、自治会や民生委員・児童委員など地域で活動する方々に対し、地域住民への計画の周知・広報について協力を依頼します。

2. 人材の確保・質の向上

(1)専門職員の確保・生産性向上

障がい者が安心して生活を営むことができるよう、各種サービスの充実を図るためには、施設や制度の整備だけでなく、専門職の確保が重要となります。専門職養成のための支援策や、福祉の現場における魅力ある職場づくりについて、関係団体・施設等と連携を持ち、取り組んでいきます。

生産性向上の観点から、様々な書類や手続きの簡素化及びICT等の活用を進め、相談支援事業所やサービス事業所の業務効率化に努めます。

(2) 職員等の資質向上

複雑・多様化しつつある市民ニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、合理的配慮や障害者差別解消法、インクルーシブの考え方等について研修する機会を設け、行政職員の障がい者への理解と人権擁護意識の向上に努めます。

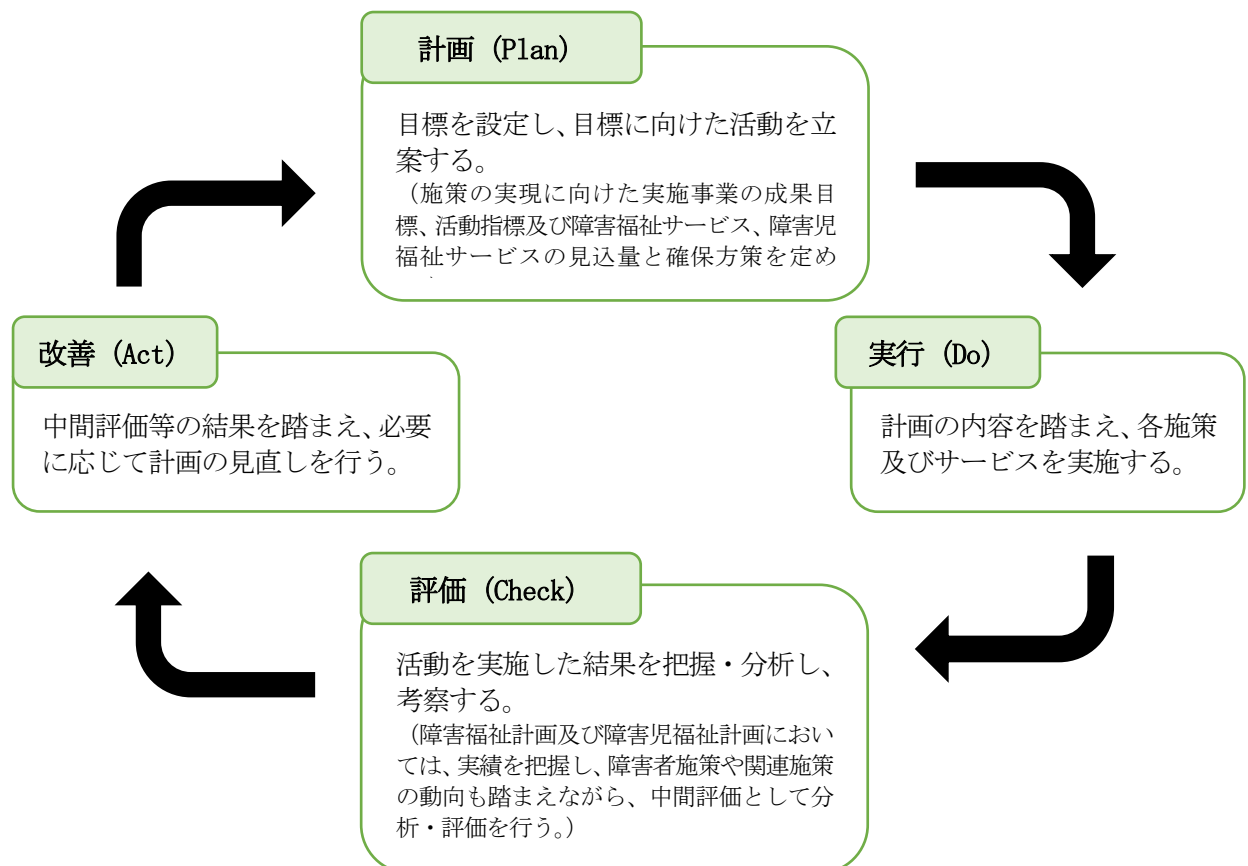
3. 計画の進行管理

(1) 計画の点検

本計画の進行管理については、各課での自己評価により各事業・施策のチェックを定期的実施し、進行管理を行います。また、うるま市障害者施策推進協議会において、計画の点検評価結果や今後の方針について意見を求め、各施策へ反映するよう努めます。

(2) 計画の進行管理

各課からの自己評価、外部委員からの意見をもとに、計画の成果目標及び活動指標の進捗について実績を把握し、障がい福祉課による進行管理を行います。その評価を踏まえて各施策の効果や改善点を明らかにし、必要に応じて計画の見直しを行うなどPDCAサイクルにより、今後の施策の充実を図ります。



4. 障害者計画の担当課一覧（第5章関連）

I. 相談支援体制の強化と障害福祉サービスの充実		
1. 地域での生活の支援		
(1) 意思決定支援の推進		
○意思決定支援の推進		障がい福祉課
(2) 相談支援体制の構築		
○相談支援の充実		障がい福祉課
○サービス等利用計画に基づくケアマネジメントの推進		障がい福祉課
(3) 地域移行支援の充実		
○グループホームの充足と利用促進		障がい福祉課
○地域移行支援、地域定着支援の充実、利用促進		障がい福祉課
○居住サポート体制の構築		障がい福祉課
(4) 地域生活支援拠点の取組の推進		
○地域生活支援拠点の取組の推進		障がい福祉課
2. サービス提供体制の充実		
(1) 障害福祉サービスの質の向上等		
○訪問系サービス、日中活動系サービスの充実		障がい福祉課
○居住系サービスの充実		障がい福祉課
(2) 地域での暮らしを支える支援の充実		
○地域生活支援事業の推進		障がい福祉課
○補装具の給付		障がい福祉課
○市の単独事業の実施		障がい福祉課
(3) 障害福祉を支える人材の確保		
○専門職の確保		障がい福祉課
○障害福祉サービス等に従事する人材の確保、育成の支援		障がい福祉課
3. 保健・医療の推進		
(1) 障害の原因となる疾病等の予防		
○生活習慣病の予防及び重症化予防		健康支援課
○妊娠期の健康管理の充実		子育て包括支援課
○乳幼児期における障害の早期発見及び早期支援の充実		子育て包括支援課、こども発達支援課
○保健・医療サービス等に関する適切な情報提供		障がい福祉課、子育て包括支援課、健康支援課
(2) 精神保健対策の充実		
○精神保健相談、訪問指導の充実		障がい福祉課
○精神保健に関する啓発活動の推進		障がい福祉課、健康支援課
○発達障害等に関する情報共有機会の確保及び支援体制の構築		障がい福祉課、子育て包括支援課、こども発達支援課、学校生活応援課
○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの体制整備		障がい福祉課

(3)難病患者等への支援		
	○難病患者への支援の充実	障がい福祉課、子育て包括支援課、健康支援課
II. 障がい者の自立支援と活躍（社会参加）の推進		
4. 雇用・就業の支援、手当等の支給		
(1)総合的な就労支援		
	○就労支援のための連携強化	障がい福祉課、産業政策課、福祉政策課、保護課
	○就労に向けての就労支援サービスの推進	障がい福祉課、産業政策課
	○障害者就労施設等の物品等の優先購入推進	障がい福祉課
	○障がい児へのキャリア教育の推進	産業政策課、学校生活応援課
(2)障がい者雇用の促進		
	○市における障がい者雇用の推進	職員課
	○障がい者雇用の呼びかけと障害者雇用率制度の啓発	障がい福祉課、産業政策課
	○雇用の場における障害の理解や人権擁護の推進	障がい福祉課、産業政策課、職員課
(3)福祉的就労の底上げ		
	○福祉的就労の底上げ	障がい福祉課
(4)手当の支給、医療費の助成の実施		
	○各種手当の支給	障がい福祉課、こども家庭課
	○医療費等助成制度	障がい福祉課
5. 地域での活動の充実		
(1)文化芸術活動の促進		
	○障がい者の文化芸術活動の充実	障がい福祉課
(2)スポーツ・レクリエーション活動の促進		
	○障がい者のレクリエーション活動の振興	障がい福祉課
	○障がい者のスポーツ活動の振興	障がい福祉課、スポーツ課
	○市内公共施設の利用促進	健康支援課、スポーツ課
(3)生涯を通じた多様な学習活動の充実		
	○生涯学習の振興	生涯学習文化振興センター
(4)障がい者等の活動支援		
	○障がい者関係団体の活動支援	障がい福祉課
	○障がい児(者)等の家族や発達に障害のある当事者等交流促進	障がい福祉課
	○ピア活動への支援の推進	障がい福祉課
	○障がい者によるボランティア活動の促進	障がい福祉課
III. 安心できる地域環境づくりの推進		
6. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止		
(1)権利擁護の推進、虐待の防止		
	○障がい者の権利擁護	障がい福祉課、福祉政策課
	○成年後見制度の利用促進と支援の充実	障がい福祉課、福祉政策課
	○権利擁護及び虐待の防止に関する普及・啓発	障がい福祉課、福祉政策課

	○障がい者虐待に関する相談支援体制の整備	障がい福祉課
	○虐待の防止や早期対応の充実、障がい者虐待に対する支援体制の充実	障がい福祉課
	(2)障害を理由とする差別の解消	
	○差別の禁止や合理的配慮の提供に関する普及啓発	障がい福祉課
	○市の行政機関等における配慮、社会的障壁の除去に係る施策の推進	障がい福祉課、選挙管理委員会
	(3)障害の理解・啓発の推進	
	○障害の理解についての啓発活動の推進	障がい福祉課
	○イベントや講演会等における周知広報の充実	障がい福祉課
	○地域における福祉活動の推進	福祉政策課
	7. 安全安心な生活環境の整備	
	(1)住宅の確保	
	○グループホームの整備、利用促進(再掲)	障がい福祉課
	○居住サポート体制の構築(再掲)	障がい福祉課
	○障がい者の公営住宅への入居の優遇	施設保全課
	○障がい者にも優しい市営住宅の整備	建築工事課
	(2)移動しやすい環境の整備等	
	○快適な歩行空間の整備	道路整備課、市民協働政策課
	○交通安全対策の推進	市民協働政策課
	(3)障がい者に配慮したまちづくりの推進	
	○公共建築物のバリアフリー化の推進	こども政策課、健康支援課、スポーツ課、建築工事課、施設保全課、教育施設課、生涯学習文化振興センター等
	○多くの方が利用する民間建築物のバリアフリー化の促進	建築行政課
	○障がい者用駐車スペースの適正利用促進	障がい福祉課
	○障がい者等が利用しやすい公園の整備	公園整備課
	8. 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	
	(1)情報アクセシビリティの向上	
	○障がい者に配慮した情報提供の充実	障がい福祉課、秘書広報課
	(2)情報提供の充実	
	○情報提供の充実	障がい福祉課、秘書広報課
	(3)意思疎通支援の充実	
	○意思疎通支援の充実	障がい福祉課
	○情報や意思疎通を支援する機器の給付等	障がい福祉課
	(4)行政情報のアクセシビリティ向上	
	○ホームページ等の利用しやすさへの配慮	秘書広報課
	9. 防災、防犯等の推進	
	(1)防災対策の推進	
	○防災対策の充実	障がい福祉課、危機管理課、福祉政策課
	○避難所の確保	危機管理課、福祉政策課

	○災害発生時の障がい者への情報伝達の強化	障がい福祉課、危機管理課、福祉政策課
	○避難行動要支援者の支援体制の充実	障がい福祉課、福祉政策課
	(2)防犯対策の推進	
	○防犯対策の充実	市民協働政策課
	(3)消費者トラブルの防止	
	○消費者トラブルに関する情報提供	障がい福祉課、市民協働政策課
	○消費者相談の充実	障がい福祉課、市民協働政策課
IV. 障がい児及び配慮を要する子への取組の充実		
10. 教育の振興		
	(1)特別支援教育の充実	
	○共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築	学校生活応援課
	○特別支援教育の充実	学校生活応援課
	○校内支援体制の整備	学校生活応援課
	○障がい児が十分に教育を受けられるための合理的配慮	学校生活応援課
	○教育支援体制の充実	学校生活応援課
	(2)学校施設のバリアフリー	
	○学校施設のバリアフリー化の推進	教育施設課
	(3)福祉教育の推進	
	○人権教育の充実	学校生活応援課
	○幼児・児童生徒への福祉教育の推進	学校生活応援課、教育保育支援課
11. 障がい児や配慮を要する子への支援充実		
	(1)障がい児福祉サービスの提供体制の充実	
	○障害児通所支援をはじめとしたサービス提供の充実	障がい福祉課
	○重度の障がい児への支援	障がい福祉課
	(2)相談支援・療育体制の強化	
	○医療的ケアを必要とする障がい児への支援	障がい福祉課
	○児童発達支援センターの機能強化	こども発達支援課
	○障がい児の発達支援体制の強化	障がい福祉課、子育て包括支援課、学校生活応援課、こども発達支援課
	○親子通園の実施	こども発達支援課
	○認可外保育施設も含めた教育・保育施設等への巡回相談の充実	こども発達支援課、教育保育支援課
	○ペアレントトレーニング	障がい福祉課、こども発達支援課、学校生活応援課
	(3)障がい児への子ども・子育て支援等の提供体制の整備	
	○幼児期の教育・保育施設等や地域子ども・子育て支援事業等の整備や利用促進	こども政策課、保育こども園課、こども家庭課
	○個別支援保育の充実	保育こども園課、こども政策課
	○放課後児童対策の充実	こども家庭課